

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和7年5月19日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

- (1) 契約の名称 北彩都あさひかわほか草刈業務委託
- (2) 契約の概要
 - ア 業務内容
除草工 延べ面積34,398㎡
 - イ 履行期間
契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで
 - ウ 発注部局及び問い合わせ先
旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎3階
旭川市地域振興部地域振興課
電話 0166-25-5316

2 契約の相手方の選定基準

- (1) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター等またはこれらに準ずる者であること。
- (2) 旭川市内に拠点を有すること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴収し、その見積金額が最低価格の者と契約を締結する。